

令和3年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説 明 資 料

《所管事項説明》

1 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について	1
2 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）骨子案について	2
3 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について	15
4 指定管理者制度にかかる報告について	18
5 各種審議会等の審議状況の報告について	29

《別冊》

- ・(別冊1) 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）骨子案
- ・(別冊2) 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告書（令和2年度版）
- ・(別冊3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和2年度）及び全期間評価

令和3年10月26日
子ども・福祉部

【所管事項説明】

1 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	地域共生社会の実現に向け、市町における重層的支援体制整備事業の活用に向けた支援に取り組まれたい。また、ひきこもり支援については、民生委員や地域包括支援センターなど地域の身近なところからのアウトリーチ的な情報提供についても検討されたい。	地域福祉計画の未策定市町への計画策定に向けた働きかけに加え、市町における重層的支援体制整備事業の活用を促進するため、国に対して柔軟な制度運用を働きかけるとともに、国の全国キャラバンを活用した市町向け研修会を開催するなど、事業の周知を進めていきます。また、ひきこもり支援を推進するため、民生委員・児童委員や地域包括支援センターに対するアンケート調査を実施し、県内におけるひきこもりの実態把握を行うことで民生委員等のひきこもりに対する関心や意識を高め、「情報を届けるアウトリーチ」も進めています。
132	障がい者の自立と共生	子ども・福祉部	障がい者にとどまらず、社会のなかで生きづらさや働きづらさを感じている方への就労・社会参加の支援として、農福連携の取組をより充実されたい。	生きづらさや働きづらさを感じている若者等への就労支援として、令和2年度に作成した「農業就労促進プログラム」等も活用しながら、引き続き、就農体験を実施するとともに、体験の受入れに協力していただく農業者のリスト化を進め、農業を通じた就労や社会参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。
233	子育て支援と幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	主指標の「保育所等の待機児童数」について、現在待機児童が生じている市町の課題を県としても十分に把握し、待機児童の解消に向けて市町への支援に一層取り組まれたい。	待機児童が生じた市町に聞き取り調査を行い、市町ごとの状況把握に努めており、本県においては主に保育士の不足が待機児童の発生原因となっています。このため、三重県保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復職支援のための就労相談やマッチング、新任保育士の離職防止の研修会などに取り組むとともに、ウェブサイト「みえのほいく」により、きめ細かい情報発信を進めるなど、引き続き保育士の確保に努め、各市町における待機児童の解消を支援していきます。

2 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）骨子案について

1 計画の位置づけ

「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）は、令和元年度に策定した福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に向けた施策の方向性などを明らかにした計画です。

本計画では、「三重県地域福祉支援計画」の考え方（「みんな広く包みこむ地域社会 三重」）を踏襲しながら、未来のあるべき地域福祉社会の姿を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

このたび、「三重県ひきこもり支援推進委員会」および「三重県ひきこもり対策検討会議」等の議論をふまえ、骨子案をとりまとめました。（別冊1のとおり）

2 計画（骨子案）のポイント

（1）基本理念（めざす姿）

おおむね10年先を見据えた、将来のめざす社会像をイメージしたうえで、3年後の目標（めざす姿）を整理しました。

① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」

② 3年後の目標（めざす姿）

「県民の皆さんのがんこもりへの正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”的回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。」

（2）ひきこもり支援に係る現状と課題

ひきこもりの特徴について、国の調査結果や、昨年度実施した「相談支援機関等へのアンケート調査」、「就職氷河期世代の実態調査」、本年度実施した「民生委員・児童委員へのアンケート調査」や「地域包括支援センター等へのアンケート調査」の主要な結果概要をもとに整理しました。

① 民生委員・児童委員へのアンケート調査 ※速報値（7頁）

② 地域包括支援センター等へのアンケート調査 ※速報値（11頁）

※ひきこもり経験者や家族会への意見聴取については、中間案にてお示しする予定。

上記調査結果等をふまえ、ひきこもり支援に係る現状と課題について、7つの項目に整理しました。

- ① 相談支援の充実・強化等
 - ・当事者やその家族を早期に支援につなげるための相談支援のあり方
 - ・アウトリーチ（訪問型）支援のさらなる充実
 - ・ひきこもり当事者やその家族、支援者に必要な情報の周知
- ② 相談支援機関から社会参加等への段階的・継続的支援
 - ・当事者やその家族の意向や状況に寄り添った支援の必要性
- ③ 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり
 - ・関係機関の役割・連携のあり方、新たな居場所づくりの検討
 - ・市町における包括的な支援体制の方向性
 - ・地域特性をふまえた支援の方向性
- ④ ひきこもりに関する理解促進
 - ・地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見の払拭
- ⑤ 多様な担い手の育成・確保
 - ・アウトリーチ（訪問型）支援などの支援ニーズに対応できる専門人材や当事者の気持ちに寄り添うことのできる担い手の育成・確保
- ⑥ ひきこもり状態を長期化させないための対応
 - ・福祉、保健、医療、雇用、教育の分野を超えた連携強化
 - ・潜在的な当事者へのアプローチの検討
 - ・先を急がない継続可能なアプローチの検討
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ・社会参加の意欲減退、支援が中断されることのない支援の検討

さらに、ひきこもり地域支援センターをはじめとする、ひきこもり支援に関する20の支援機関とその役割について整理しました。

（3）基本方針

- ① ひきこもり支援の基本姿勢
 - ・当事者が生きていく上での土台は、自己肯定感と「あなたはあなたのままでいい」と社会（他者）から思われているという確信＝アイデンティティの確立。
 - ・当事者やその家族が権利の侵害や尊厳を損なわないように配慮。
 - ・ひきこもりに至ったきっかけや原因、当事者の置かれている状況はさまざま。
 - ・当事者の支援ニーズは、置かれている状況により刻々と変化。
 - ・当事者支援にあたっては、「安心・安全な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」が不可欠。家族支援が当事者支援のベース。
 - ・支援の最終的な目標は就労ありきではなく、当事者が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくこと。
 - ・関係機関、民間支援団体などの有機的な連携、切れ目のない支援。
 - ・地域の理解者や協力者を増やすこと。
 - ・相談員・支援員のひきこもり支援への理解促進。

② ひきこもりの支援段階

ひきこもりの支援段階について、国のガイドラインにおいて「出会い・評価段階」、「個人的支援段階」、「中間的・過渡期的な集団との再会段階」、「社会参加の試行段階」の4つに区分。

(4) 取組方向

ひきこもり支援に係る現状と課題や基本方針をふまえて、基本的な取組の方向性（施策展開の柱）を次の6つの柱に整理しました。

- ① 情報発信・普及啓発
- ② 対象者の早期発見・状況把握
- ③ 家族支援
- ④ 当事者支援
- ⑤ 社会参加支援
- ⑥ 多様な担い手の育成・確保

(5) 施策展開にあたって重視すべき視点

- ① 「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点
- ② 「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点
- ③ 「ひきこもり状態を長期化させない」視点
- ④ 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の視点
- ⑤ 「専門的支援」と「側面的支援」の視点

3 計画（骨子案）の概要

第1章 計画策定の基本的事項（別冊1 P1～2）

計画策定に至った経緯など本計画策定の趣旨、計画の支援対象者、計画の位置づけ、計画期間を整理しました。

第2章 ひきこもり支援に係る現状と課題（別冊1 P3～18）

「2 計画（骨子案）のポイント」（2頁）のとおり

第3章 基本的な考え方（別冊1 P19～23）

「2 計画（骨子案）のポイント」（2頁）のとおり

第4章 取組方向（別冊1 P24～25）

1 情報発信・普及啓発

- ・ひきこもりに関する正しい理解の促進
- ・支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）
- ・市町における相談窓口の明確化・周知の促進

2 対象者の早期発見・状況把握

- ・ひきこもりの早期発見（潜在的な当事者へのアプローチも含む）
- ・適切なアセスメントの推進
- ・教育相談の実施

3 家族支援

- ・家族への相談支援
- ・家族会への支援

4 当事者支援

- ・当事者への相談支援
- ・アウトリーチ（訪問型）支援の充実
- ・当事者会への支援

5 社会参加支援

- ・集団の場への参加支援
- ・段階的社会参加への支援（就労支援も含む）

6 多様な担い手の育成・確保

- ・相談員・支援員の育成・確保
- ・ひきこもりサポートーの養成・派遣

※具体的な取組方向、目標等については、中間案にて考え方をお示しする予定。

第5章 計画の推進（別冊1 P26～28）

本計画の基本理念の実現をめざし、取組方向に基づき取組を進めます。

計画の推進にあたって、家庭・地域・学校・民間支援団体・医療機関・民間事業者など多様な主体へ期待することを整理しました。

また、ひきこもり支援に向けた県と市町の役割分担を整理するとともに、切れ目のない包括的な支援体制の構築の方向性について、中間案にて考え方をお示しする予定です。

さらに、計画の推進体制については、外部有識者で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」と府内関係部局等で構成する「三重県ひきこもり対策検討会議」を推進役とともに、支援機関同士の顔のみえる関係づくりをより一層充実させるため、さまざまな関係機関で構成する「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」の機能を拡充し、さらなる連携強化を図っていくこととします。

4 今後のスケジュール

令和3年 11月 推進委員会・府内検討会議で協議（中間案）

12月 県議会常任委員会で説明（中間案）

パブリックコメント実施

令和4年 1月頃 社会福祉審議会で説明（中間案）

2月頃 推進委員会・府内検討会議で協議（最終案）

3月 県議会常任委員会で説明（最終案）

計画の策定

「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の基本的な考え方

計画策定の趣旨

- ひきこもりは「誰にでも起こりうるもの」
- いじめ、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等様々な事情が関係
- 少子高齢化等社会構造の変化、価値観の多様化
→複雑化・複合化、長期化・高年齢化（8050問題等）
- 実態把握が不十分、社会資源の不足
- 新型コロナウイルス感染症の影響→一層深刻化
- 市町「重層的支援体制整備事業」の創設（R3）

ひきこもり支援に係る課題

- 相談支援の充実・強化等
- 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援
- 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり
- ひきこもりに関する理解促進
- 多様な担い手の育成・確保
- ひきこもり状態を長期化させないための対応
- 新型コロナウイルス感染症への対応

将来のめざす社会像

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会

基本的な取組の方向性

- 情報発信・普及啓発
- 対象者の早期発見・状況把握
- 家族支援
- 当事者支援
- 社会参加支援
- 多様な担い手の育成・確保

施策展開にあたって 重視すべき視点

2つのアプローチ が車の両輪

① 「課題解決型」
支援

“つながり”を大切にする
「伴走型」の継続的な支援

②アウトリーチ
(訪問型) 支援

③ひきこもり状態を
長期化させない

④DXの推進

⑤「専門的支援」と「側面支援」

民生委員・児童委員へのアンケート調査結果（速報値）

令和3年7月～8月に実施した民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）を対象にしたアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。

なお、最終的には確定値をもとに報告書を作成する予定です。

1 回答数

3,777人（令和3年5月末現在の実数：4,088人）（回収率 92.4%）

2 民生委員・児童委員に対する質問項目

○担当地区におけるひきこもり状態にある方の有無

「いる」831人（22.0%）、「いない」2,946人（78.0%）

※ ひきこもりの事例は、1,270ケース。

○「いる」と回答した方・ひきこもり状態にある方の把握方法（複数回答）

ア	「近隣住民からの情報提供（相談）」	49.7%
イ	「その他」	25.0%
ウ	「各世帯の見守りや安否確認時」	22.7%
エ	「当事者の家族からの相談」	13.8%
オ	「関係機関からの情報提供」	7.9%

○連携している関係機関（複数回答）

ア	「特になし」	19.6%
イ	「地域包括支援センター」	15.7%
ウ	「社会福祉協議会」	12.8%
エ	「市役所・町役場」	10.7%
オ	「学校（スクールカウンター等含む）」	5.7%
カ	「ひきこもり地域支援センター」	5.6%

○ひきこもり支援で困っていること（複数回答）

ア	「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」	26.1%
イ	「当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」	23.1%
ウ	「当事者がいる家庭の存在は把握しているが、ひきこもりの相談につなげられない」	11.9%
エ	「当事者や家族からの相談に対して適切な対応がわからない」	9.8%
オ	「身近な地域にあるひきこもりに係る支援の社会資源を知らない」 「相談・支援に至るため、長時間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」	各 7.4%

○ひきこもり支援のために必要と考える施策（複数回答）

ア 「相談窓口の充実」	33.8%
イ 「相談窓口の周知・PR」	30.1%
ウ 「専門的な医療支援・カウンセリング」	22.3%
エ 「ひきこもり支援に関する地域の理解促進」	21.5%
オ 「居場所づくり」	20.5%
カ 「家族支援」	20.0%

○ひきこもりの状態から社会復帰した人

「知っている」228人(6.0%)、「知らない」2,740人(72.5%)

「無回答・不明」809人(21.4%)

3 ひきこもり状態の方に関する質問項目(1,270事例)

○性別：「男性」70.9%、「女性」20.9%、「その他」0.2%、「不明」8.0%
※男性が女性より圧倒的に多い。

○年齢：「15～19歳」4.6%、「20～29歳」8.4%、「30～39歳」16.7%、
「40～49歳」23.4%、「50～59歳」16.6%、「60～69歳」9.1%、
「70歳以上」6.6%、「不明」14.6%
※若者層(15～39歳)29.7%、中高年層(40歳以上)55.7%

○家族構成：「父母」58.3%、「単身」20.9%、「兄弟姉妹」14.6%

○外出状況

ア 「普段は家にいるが近所のコンビニ等に買い物には出かける」	29.9%
イ 「自室からは出るが家からは出ない」	15.4%
ウ 「普段は家にいるが自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」	15.4%
エ 「自室からほとんど出ない」	5.1%
オ 「その他」	11.9%
カ 「不明」	23.5%

※「狭義のひきこもり」(ア、イ、エ)50.4%、「準ひきこもり」(ウ)
を足すと「広義のひきこもり」65.8%

○ひきこもりの状態になってからの期間

「1年未満」1.4%、「1～3年未満」6.5%、「3～5年未満」6.5%、
「5～10年未満」10.4%、「10～20年未満」19.1%、
「20～30年未満」8.9%、「30年以上」4.2%、「不明」43.1%
※「5年以上」が42.6%

○ひきこもり状態になった経緯・きっかけ

ア 「人間関係がうまくいかなかった」	14.4%
イ 「不登校」（小・中・高校・大学等）	10.8%
※小学校時 1.7%、中学校時 3.1%、高校時 2.0%、大学等時 0.3%	
ウ 「職場になじめなかつた」	8.7%
エ 「病気」	6.5%
オ 「就職活動がうまくいかなかつた」	4.2%
カ 「不明」	52.7%

※就労関係（ア、ウ）で 19.3%

（複数回答があるため、合計不一致）

○現在の支援状況

「受けている」8.6%、「受けていない」26.6%、「不明」62.8%
「その他」2.0%

○支援の希望の有無

ア 「本人も家族も希望していない」	16.3%
イ 「家族のみが希望」	4.6%
ウ 「本人と家族が希望」	1.4%
エ 「本人のみが希望」	
「その他」	各 1.3%
オ 「不明」	75.0%

○必要な支援策

ア 「専門的な医療支援やカウンセリング」	8.7%
イ 「就労支援」	7.5%
ウ 「訪問支援」	7.2%
エ 「相談窓口の充実」	6.9%
オ 「家族支援」	6.8%
カ 「居場所づくり」	5.7%
キ 「不明」	70.0%

○普段、自宅でよくしていること

ア 「テレビ」	11.1%
イ 「インターネット」	7.6%
ウ 「ゲーム」	6.5%
エ 「家事」	3.8%
オ 「その他」	2.8%
カ 「不明」	78.0%

○普段、通信手段に利用しているもの

ア	「電話」	11.3%
イ	「メール」	4.6%
ウ	「SNS」	2.1%
エ	「不明」	84.7%

○普段、悩み事を相談する相手

ア	「父母」	10.7%
イ	「誰にも相談しない」	4.6%
ウ	「兄弟姉妹」	4.3%
エ	「友人、知人」	1.5%
オ	「その他」	1.3%
カ	「支援者（カウンセラー等）」	1.0%
キ	「不明」	77.4%

地域包括支援センター等へのアンケート調査結果（速報値）

令和3年8月に実施した地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターを対象にしたアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。
なお、最終的には確定値をもとに報告書を作成する予定です。

1 回答数

- ・地域包括支援センター 55箇所（全体：68箇所）（回収率 80.9%）
- ・在宅介護支援センター 26箇所（全体：59箇所）（回収率 44.1%）

2 質問項目

○担当地区におけるひきこもり状態にある方の有無

- ・地域包括支援センター 「いる」 50箇所(90.9%)、「いない」5箇所(9.1%)
ひきこもりの方 286人 (うち中高年層 224人)
- ・在宅介護支援センター 「いる」 14箇所(53.8%)、「いない」12箇所(46.2%)
ひきこもりの方 36人 (うち中高年層 27人)

○「いる」と回答・ひきこもり状態にある方を把握する機会（複数回答）

・地域包括支援センター

- | | |
|---------------------|-------|
| ア 「関係機関からの情報提供」 | 74.0% |
| イ 「当事者の家族からの相談」 | 66.0% |
| ウ 「近隣住民からの情報提供（相談）」 | 52.0% |

・在宅介護支援センター

- | | |
|------------------------|---------|
| ア 「当事者の家族からの相談」 | |
| 「関係機関からの情報提供」 | 各 50.0% |
| イ 「各世帯の見守りや安否確認時」 | |
| 「近隣住民からの情報提供（相談）」 | 各 21.4% |
| ウ 「介護サービス提供事業者からの情報提供」 | |
| 「その他」 | 各 14.3% |

○ひきこもり状態にある方を知ったときの対応

・地域包括支援センター

- | | |
|--------------------|-------|
| ア 「当事者の家族からの相談を聞く」 | 34.5% |
| イ 「関係づくりのための訪問を行う」 | 20.0% |

- ウ 「当事者・家族に対し、相談窓口や支援機関について情報提供を行う」
 　「相談窓口や支援機関に対し、当事者・家族に関する情報提供を行う」 各 14.5%
- ・在宅介護支援センター
- | | |
|------------------------------------|-------|
| ア 「当事者の家族からの相談を聞く」 | 30.8% |
| イ 「相談窓口や支援機関に対し、当事者・家族に関する情報提供を行う」 | 23.1% |
| ウ 「当事者・家族に対し、相談窓口や支援機関について情報提供を行う」 | 19.2% |

○連携している関係機関（複数回答）

- ・地域包括支援センター
- | | |
|-------------------|-------|
| ア 「市役所・町役場」 | 69.1% |
| イ 「社会福祉協議会」 | 65.5% |
| ウ 「民生委員・児童委員」 | 63.6% |
| エ 「生活困窮者自立相談支援機関」 | 54.5% |
| オ 「保健所・保健センター」 | 47.3% |
- ・在宅介護支援センター
- | | |
|----------------|---------|
| ア 「民生委員・児童委員」 | 57.7% |
| イ 「市役所・町役場」 | 46.2% |
| ウ 「社会福祉協議会」 | |
| 「医療機関」 | 各 34.6% |
| エ 「保健所・保健センター」 | 26.9% |
| オ 「特になし」 | 19.2% |

○（中高年層向け）ひきこもり支援で困っていること（複数回答）

- ・地域包括支援センター
- | | |
|--|-------|
| ア 「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」 | 78.2% |
| イ 「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」 | 70.9% |
| ウ 「相談・支援に至るまで長時間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」 | 63.6% |
| エ 「当事者がいる家庭の存在は把握しているが、ひきこもりの相談につなげられない」 | 58.2% |

オ	「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」	49.1%
・在宅介護支援センター		
ア	「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」	61.5%
イ	「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」	57.7%
ウ	「身近な地域にあるひきこもりに係る支援の社会資源を知らない」	46.2%
エ	「当事者や家族からの相談に対して、適切な対応がわからない」	
	「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」	各 42.3%
オ	「相談・支援に至るまで長時間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」	38.5%

○ (若年層向け) ひきこもり支援で困っていること (複数回答)

・地域包括支援センター		
ア	「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」	52.7%
イ	「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」	43.6%
ウ	「相談・支援に至るまで長時間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」	38.2%
エ	「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」	
	「若年層の当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」	各 36.4%
・在宅介護支援センター		
ア	「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」	50.0%
イ	「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」	
	「身近な地域にあるひきこもりに係る支援の社会資源を知らない」	各 38.5%
ウ	「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」	
	「若者層の当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」	各 34.6%

○ひきこもり支援のために必要と考える施策（複数回答）

・地域包括支援センター

ア 「専門的な医療支援・カウンセリング」	78.2%
イ 「家族支援」	76.4%
ウ 「相談窓口の充実」	72.7%
エ 「就労支援」	69.1%
オ 「相談窓口の周知・PR」	67.3%

・在宅介護支援センター

ア 「家族支援」	80.8%
イ 「専門的な医療支援・カウンセリング」	73.1%
ウ 「相談窓口の周知・PR」	69.2%
エ 「居場所づくり」	65.4%
オ 「相談窓口の充実」 「就労支援」	各 57.7%

○ひきこもりの状態から社会復帰した人

・地域包括支援センター

「知っている」 23箇所 (41.8%) 、「知らない」 32箇所 (58.2%)

・在宅介護支援センター

「知っている」 3箇所 (11.5%) 、「知らない」 23箇所 (88.5%)

【所管事項説明】

3 「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について

この年次報告書では、「子どもを虐待から守る条例」第27条の規定に基づき、令和2年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況（別冊2 2～7頁）

（1）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,315件となり、6年連続で過去最多件数を更新しています。市町の機関からの相談が減少した一方で、児童相談所と警察との連携が進んだことで警察等からの相談が大きく増加し、相談対応件数の増加につながりました。

（2）児童虐待相談の経路

児童相談所への相談経路は、多い順に、①警察等、②市町の機関、③近隣・知人となりました。

警察等からの相談は前年度から162件増え、745件となりました。一方で市町の機関からの相談は前年度から79件減り、732件となりました。

なお、市町の機関からの相談には、学校や保育所等が市町に行った相談も含まれており、新型コロナウィルス感染症の拡大による休校措置などの影響を受けた可能性があります。

（3）児童虐待相談種別

虐待相談の種別では、子どもの心を傷つける言動等の「心理的虐待」が前年度から141件増え、1,202件（51.9%）と最も多くなっています。なお、子どもが同居する家庭において、配偶者等に対する暴力を子どもが目撃する「面前DV」が、「心理的虐待」の半数以上を占めています。

一方、「身体的虐待」は前年度から42件減り647件、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は5件減り435件、「性的虐待」は8件減り31件となりました。

（4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが1,110件（47.9%）、実父によるものが1,026件（44.3%）あり、実父母によるもので9割以上を占めています。

実父からの虐待に関しては、面前DVを含む心理的虐待が前年度から83件増えるなど、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加が影響している可能性があります。

（5）被虐待児童の年齢

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる1,105件（47.7%）が、6歳までの乳幼児に対するものです。

(6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、面接指導が2,180件となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて85件でした。

(7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例はありませんでした。

(8) 一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは前年度より延べ91人減少し、延べ787人となりました。このうち虐待を事由とするものが延べ449人と半数以上を占めています。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、子どもが生活する住居への立入調査を2件、警察への援助要請を4件実施しました。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況（別冊2 8～18頁）

(1) アセスメントの推進

○ 児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上や一時保護等の判断の迅速化等を図るため、令和2年7月から、県内すべての児童相談所でA.I技術を活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。

(2) 児童相談所の体制・機能の強化

○ 令和2年度は、北勢児童相談所と中勢児童相談所にそれぞれ1名の職員を増員しました。
○ 津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行いました。
○ 困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

(3) 市町の体制・機能の強化支援

○ 各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施し、課題解決に向けた取組等について協議を行いました。
○ 令和4年度末までに全市町で設置が求められている「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置と運営を支援するため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業」を実施し、研修会や個別相談会を開催しました。なお、令和3年3月31日現在、9市町で子ども家庭総合支援拠点の設置が完了しています。

(4) 職員の相談援助技術の向上

○ 児童虐待事例をテーマに、警察と児童相談所による合同研修を実施しました。

- 被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。
- 市町職員を対象に要保護児童対策地域協議会の運営等に関する研修会を実施しました。

3 今後の対応

- 児童相談所における対応力の強化のため、リスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等に係る迅速な意思決定により子どもの安全を確保します。
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等をふまえ、児童福祉司等の増員や相談援助能力の向上を進めるなど、児童相談所の体制・機能の強化に取り組みます。
- 市町の児童相談体制の強化に向け、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に係る市町の取組を支援します。
- 子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体と連携して見守り体制の強化に取り組む市町の取組を促進し、コロナ禍における見守り機会の確保に取り組みます。
- コロナ禍の影響はDVの件数増加にも及んでおり、令和2年6月からSNS相談を実施するなど対応強化に取り組んでいるところであり、面前DVへの対応に関し、女性相談所や福祉事務所との情報共有を進めるなど連携強化に取り組みます。
- 警察と児童相談所の連携が進んでいることから、さらなる連携強化に向けて引き続き合同研修を実施します。
- 外国につながる子どもの一時保護の増加や、コロナ禍における外国につながる家庭への支援に対応するため、令和3年4月に外国人支援員を鈴鹿児童相談所に配置したことから、この支援員を活用して外国につながる子どもの虐待防止に努めていきます。

【所管事項説明】

4 指定管理者制度にかかる報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第1項に基づき、「令和2年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

また、三重県身体障害者総合福祉センター、三重県視覚障害者支援センター、みえこどもの城及び三重県母子・父子福祉センターについて、同要綱第26条第2項に基づき、「指定期間全体の管理の実績に関する評価」をあわせて報告します。

(1) 令和2年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日

(2) 指定期間全体の管理の実績に関する評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(1) 令和2年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・センターの事業に関する業務
(生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)
 - ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の収受等に関する業務
 - ・センターの維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率 【日中活動延べ人数／年間稼働日数×日中活動利用定員】	80%	74.1%
地域生活移行率 【地域生活移行者数／施設退所者数】	50%	90.0%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R元	R2	R元	R2
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、病院入院者や地域包括支援センター利用者のニーズ把握ときめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、日中活動系サービス利用率(日中活動延べ人数／年間稼働日数×日中活動利用定員)は令和元年度よりやや低下し74.1% (11,732人／264日×60人)だった。成果目標は80%であることから、業務改善等を行い、目標を達成することが望まれる。

・地域生活移行率(地域生活移行者数／施設退所者数)は90.0% (18人／20人)と、成果目標の50%を大きく上回り、通過型訓練施設としての役割を果たしている。

・指定管理者が独自に設定した成果目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、三重県障がい者スポーツ大会の一部の競技やふれあいスポレク祭が中止となつたことから、参加人数が目標を達成できなかつたが、毎回アンケート調査を実施し、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら参加者の期待に応えられるよう運営を工夫するなど、事業の改善を重ねている。

・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し、91.0%と高水準を維持している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行つていると判断する。

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。
 - ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。
 - ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
図書等の貸出数	80,000タイトル	97,750タイトル
生活訓練の参加者数	500人	527人

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R元	R2	R元	R2
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・図書館業務については、より多くの分野の蔵書を増やすこと等に努めた結果、点訳・音訳刊行物の制作数は372タイトルであり、指定管理者が独自に設定した達成目標（300タイトル）を達成した。また、成果目標の図書等貸出数は97,750タイトルであり、目標（80,000タイトル）を達成した。
- ・生活訓練については、個々のニーズに応じた様々な個別訓練を実施しており、参加者数は延べ527人で成果目標（500人）を達成している。特に福祉機器の使用訓練はニーズが増大しており、さらなる対応が期待される。
- ・10項目ある達成目標のうち、点訳奉仕員養成講習初級修了者数（目標20人、実績6人）、音訳奉仕員養成講座終了者数（目標20人、実績15人）、スキルアップ講習会出席者数（目標330人、実績154人）の3項目で目標を達成できなかったが、他の7項目で目標を達成している。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。

今後は、近年利用が増加しているサピエ図書館（点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース）への対応や、ニーズが増大している福祉機器の使用訓練への対応など、視覚障がい者のニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、目標を達成していない点訳・音訳奉仕員の養成については、さらなる広報の充実等、受講者数の増加に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会
- ②指定の期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。
 - ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。
 - ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。
 - ・災害発生時における被災者支援に関すること。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設利用者数	4,500人	3,032人
字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数	240回	155回
生活訓練（難聴・中途失聴者向け手話教室）実施回数	10回	8回
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成講座受講継続率	90%	81.7%
職員専門研修受講率（外部研修を受講した常勤職員の割合）	100%	133.3%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R元	R2	R元	R2
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	C		+
3 成果目標及びその実績	A	C		+

<総括的な評価>

・聴覚障がい者に関する情報発信を積極的に行うとともに、利用者の要望に基づいて助聴器や窓口用磁気ループ等聴こえを支援する機器を設置するなど、利用環境の整備に努めている。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めるとともに、ICTを活用した遠隔手話相談・通訳体制を整え、周知に努めた。

・聴覚障がい者用の録画物等（字幕映像ライブラリー作品）の制作にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する啓発や、関連する手話表現の学習に利用できるものを取り入れた。

・情報発信回数155回という結果は、本指定管理期間において新たに設定した目標には到達しなかったものの、前回の指定管理期間の目標（100回）に対して1.5倍となっており、前年度のホームページ閲覧数（約2万件）を維持した。

以上のことから、計画していた事業が新型コロナウイルス感染症の拡大により制限される状況においても、時勢に対応したサービスの提供に努めており、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

みえこどもの城

1 施設の概要

①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日

③管理業務の内容

- ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務
- ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務
- ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	116,342人
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	87回
利用者の満足度	80%	96%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R元	R2	R元	R2
1 管理業務の実施状況	A	A		
2 施設の利用状況	A	B		
3 成果目標及びその実績	A	B		

<総括的な評価>

・新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、第3期みえこどもの城指定管理事業計画に基づき、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用を行っている。

・施設の維持管理等については、迅速かつ的確に対応しており、感染拡大防止対策等の施設の衛生管理に注力して利用者の安心・安全を確保したことは、特に優れた実績を上げていると評価できる。

・企業、大学、団体、ボランティア等との協働事業を実施し、提供するサービス内容の充実と多様化を図ったうえで、子どもが大人と交流する機会を創出し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに貢献した。

・SNS時代に相応しい情報媒体コンテンツを駆使し、より効果的かつ魅力的な情報発信を実施したことは、当初の目標を達成していると評価できる。

・成果目標のうち、「利用者の満足度」（96%）については、目標（80%）を達成したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間総利用者数（目標200,000人、実績116,342人）及び児童健全育成拠点事業実施回数（目標90回、実績87回）については、未達成となった。また、指定管理者が独自に設定した成果目標について、未達成の目標があるものの、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、目標を達成していたと考えられる。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、みえこどもの城の指定管理者として、概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
 - ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
 - ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
 - ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
 - ・母子家庭等の生活の向上を図るために講習会、講演会を開催すること。
 - ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に發揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績	30件	4件
相談（就業・生活等）件数	300件	255件
就業支援講習会参加者数	60人	37人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R元	R2	R元	R2
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	C		

<総括的な評価>

・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を図るとともに、交流会の拡大が期待される。

・就業実績については、コロナ禍での企業求人の減少や、求職者の希望職種とのミスマッチにより、令和元年度より11件減少して4件となり、成果目標（30件）は達成できなかつたが、資格取得の情報等を収集してホームページに掲載（年間閲覧回数1,990回）し、求職登録者にSNSや携帯メール等を利用して情報提供等（LINE配信1,495件）を行い、求職者の就業活動に寄与することが出来た。

・各種相談事業の状況は、コロナ禍での転職・離婚を躊躇する動きや子どもの在宅に起因する相談時間の減少等を理由に、成果目標（300件）を達成することができなかつた。しかし、そのような状況下においても、ホームページでの情報発信やSNS（LINE）配信による情報提供に努め、一般相談及び就労相談が電話83件・メール115件・来所51件・郵送1件（令和元年度 電話144件・メール122件・来所57件）、弁護士による専門相談が5件（令和元年度8件）で、合計255件となり、一定の役割を果たすことは出来た。

・就業支援講習会参加者数については、PCと簿記の技能講習会のほか、ハローワークとともに就労に関する研修会を開催し、PCは12名修了5名資格取得、簿記は日商初級簿記3名合格、就労は6名参加した。また、国の補助制度を活用してアクリル板等を購入し、適切な感染対策を講じて研修を実施した。コロナ対策で回数を減らした研修もあり、目標（60人）を達成することはできなかつたが、コロナ禍においても、一定の成果を出すことが出来た。

・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障がないよう対応することが必要である。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響で実績値が目標値に達しない部分があるものの、適切な感染防止対策を講じつつ指定管理業務を実施しており、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

(2) 指定期間全体の管理の実績に関する評価

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容

- ・センターの事業に関する業務
(生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)
- ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- ・センターの利用料金の收受等に関する業務
- ・センターの維持管理及び修繕に関する業務
- ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	H28		H29		H30		R元		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価								
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B		B	

<指定期間全体の県の総括評価>

・県内唯一の身体障害者福祉センターA型及び自立訓練（機能訓練）を実施する障害者支援施設として、早期のリハビリテーションにつながるよう、医療機関や行政機関等と連携しながら障がい者の個々のニーズに応じたサービスを提供しており、障がい者の地域移行や社会参加の取組を進めている。

・定期的にスポーツ教室を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭を開催しており、障がい者スポーツの推進に貢献している。三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭については、アンケート調査を実施し、運営委員会を通じて事業の改善を図っている。成果目標としている両イベントの参加人数については、令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり目標を達成できなかったが、三重県における障がい者スポーツ推進の拠点としての役割を担い、三重どこわか大会に向けて取組を進めてきた。引き続き、各種スポーツ団体と連携して障がい者スポーツの普及・啓発に取り組む必要がある。

・当施設は、障害福祉サービスとして、主に病気や怪我等により、身体的な機能訓練等が必要になった障がい者を対象とした通過型訓練施設であるため、利用者数が変動することとなるが、引き続き、利用者に応じた訓練の実施などきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域における潜在的なニーズの掘り起こしに向けて関係機関へ継続的な広報活動などの取組を実施することにより、利用実績の向上を図る必要がある。

・ニーズの変化に対応するバランススコアカードを用いて事業運営を実施するなどにより、利用者満足度は高い水準を維持している。

・日常点検により修繕箇所等に適切に対処するなど、収支のバランスを考慮しながら、施設の適正な維持管理を実施している。

・新型コロナウイルス感染症対策として、日々消毒や情報周知を行い、利用者及び職員の感染予防に努めている。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、全期間を通じて適切に運営されていると評価できる。

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容

- ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。
- ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。
- ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	H28		H29		H30		R元		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価								
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B		B	
2 施設の利用状況	A		B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B		B	

<指定期間全体の県の総括評価>

- ・点字図書館業務については、平成29年度に成果目標を僅かに下回ったものの、それ以外の年度では成果目標を達成している。
 - ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する支援として、個々のニーズに応じた生活訓練を実施し、視覚障がい者の社会参加の促進に取り組んでおり、成果目標を達成している。
 - ・小中学生の見学受け入れや、小中学校への訪問活動、「夏休み盲導犬体験教室」などにより、視覚障がい者福祉への理解促進を図るとともに、人権尊重社会の実現のための普及啓発を行っている。
 - ・視覚障がい者が日常生活を送るうえで重要性が増しているIT機器について、サポーターの養成を行うとともに電話、来所等で相談や指導を行っている。
 - ・点訳・音訳奉仕員の養成講習については、指定管理者が自主的に設定した修了者数の目標の達成には至っておらず、受講者の確保に努め、奉仕員の育成を図る必要がある。
 - ・図書等については、近年貸出数が増加しており、視覚障がい者への情報保障の面からも、サピエ図書を含め、蔵書の充実が求められる。
- 以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「視覚障がい者等の福祉の推進」に向け、全期間を通じて適切に取り組んでいると評価できる。

みえこどもの城

1 施設の概要

- ①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業（児童の健全育成に関する内容、地域の児童館等への指導・助言等）の実施に関する業務
 - ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務
 - ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	H28		H29		H30		R元		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価								
1 管理業務の実施状況	A		B		A		A		A	
2 施設の利用状況	A		A		A		A		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A		B	

<指定期間全体の県の総括評価>

- ・平成27年度まで当施設の指定管理者であった経験を生かし、みえこどもの城の管理を適正に行うとともに、施設を有効に活用していると評価できる。
- ・施設の管理業務の実施状況については、毎年度県が実施したモニタリングにおいて、施設の維持管理を適正に行っていることを確認している。指定管理者が点検を実施して施設の適正管理に努めており、何かしらの問題が発生する兆しを確認した場合には、県と情報共有を行い、その改善を行うなど事故発生の未然防止を徹底しており、その結果、管理の瑕疵に起因する事故等は発生しなかった。また、新型コロナウィルス感染症が流行するなか、感染症防止対策等の施設の衛生管理を行い、利用者の安心・安全の確保に尽力したことは評価できる。
- ・施設の利用状況については、高い企画力で特色のある取組を増やしており、企業、団体、大学、地域等との協働事業を実施することで、提供するサービスの多様化を図り、子どもと大人の交流の機会を提供了ほか、Twitter及びYoutubeを活用したコンテンツの配信を開始し、効果的かつ魅力的な施設の情報発信の実施に努めたことは評価できる。
- ・3つの成果目標（年間総利用者数、児童健全育成拠点事業実施回数及び利用者の満足度）については、概ね達成しているものの、令和元年度及び令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、未達成となった成果目標があった。今後、アンケートなどを通じて利用者の声を把握し、企画内容の充実や情報発信に活用するなど、成果目標の達成に向けての創意工夫に更なる尽力をされたい。

以上のことから、指定管理者は保有するノウハウを生かした創意工夫により、利用者へのサービス、アピールなどを向上させてきた。令和元年度以降について、一部の成果目標に未達成となった項目があるものの、新型コロナウィルス感染症の影響があるなかにおいても、新規利用者の開拓を行うなど、努力を行っており、順調に管理・運営を行ってきたものと評価できる。

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
 - ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
 - ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
 - ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
 - ・母子家庭等の生活の向上を図るために講習会、講演会を開催すること。
 - ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	H28		H29		H30		R元		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価								
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	C		B		B		B		C	

<指定期間全体の県の総括評価>

- ・当事者団体である母子寡婦福祉連合会に委託することで、当団体のネットワークを活用し、当事者のニーズに沿った効果的な事業展開が実施できたと思われる。
 - ・各種研修会や相談について、様々なアプローチで効果的な事業運営がなされており、一定の水準が維持されている。研修会はひとり親世帯の貴重な交流の場でもあるため、より活発な事業展開を期待する。また、就労につながる資格取得のための研修についても、昨今の経済状況を踏まえ、今まで以上に力を入れて取り組まれることを期待する。
 - ・施設の利用については、利用者のニーズ、満足度ともに高いため、今後も公共交通機関の利用促進を促すとともに、駐車場の案内など、施設利用に支障が出ないようにすることが重要である。
 - ・成果目標については、全体としてほぼ水準に達していると言えるが、厳しい社会情勢の影響から就業実績が伸び悩んでおり、5年間で一度も目標値に達することがなかったため、効果的な周知方法や、企業とのマッチングの取組などについて、今後より積極的に様々な手法による試みを実践されることを期待する。また、相談件数や就業支援講習会参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ともに実績が落ちていることから、今後はより効果的な運用方法や周知方法の検討を期待する。
- 以上のことから、一部において新型コロナウイルスの影響を受けた部分もあったが、母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると評価する。

【所管事項説明】

5 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年6月2日～令和3年10月5日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和3年6月11日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第33条の7に基づく親権停止の申立てに関する審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和3年6月15日
3 委員	会 長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他4名
4 質問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	13名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和3年7月9日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第56条に基づく児童福祉施設の入所費用の負担免除に関する審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和3年8月6日
3 委員	会長 鍵山 雅夫
4 諮問事項	委員 速水 正美 他3名
5 調査審議結果	養育里親12件、養子縁組里親5件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和3年8月17日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	10名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和3年10月4日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 青山 弘忠 他11名
4 諮問事項	1 「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定について 2 新型コロナウイルス禍における児童虐待対応について
5 調査審議結果	上記事項につき、報告および意見交換を行った。
6 備考	